

第27回 鬼北町農業委員会総会 議事録

- 開催日時 令和4年9月21日(水) 午後1時30分～午後2時05分
- 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(0名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第127号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第128号 非農地証明願について
- 日程第4 議題第129号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第27回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、各農業委員、推進委員の皆様もだいぶ稲刈り等の作業が終盤に入っている頃だろうと思います。先般、台風14号が発生し、久しぶりに台風らしい台風が上陸したというようなことで、町内でも特に農作物には収穫間近でありました栗の落下が各地区多く出ているという状況であります。ただ悪いところを見るときりがありませんが、宮崎県の被害に比べたらまだ愛媛の方はましなのかなという気はしております。今日は第27回農業委員会総会ということでそれぞれお手元に資料が配布されておりますので、この内容に従って進めさせていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>14</u>名であります。</p> <p><u>酒井推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第27回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>14番 川平 定計 委員、1番 善家 郁夫 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、渡邊康志委員より説明願います。</p>
渡邊委員	<p>議席番号12番 渡邊です。</p> <p>議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第127号 順位1番 説明】</p>
渡邊委員	<p>9月15日に事務局2名、私の計3名で現地調査を行いました。</p> <p>酒井推進委員には事前に確認いただいています。また、申請人には事前に</p>

	電話確認をおこなっています。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第127号 順位1番 説明】
渡邊委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議長	順位2番について、清家茂委員より説明願います。
清家委員	議席番号9番 清家です。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第127号 順位2番 説明】
清家委員	9月15日に譲渡人、譲受人、松原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第127号 順位2番 説明】
清家委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。

議 長	順位3番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	議席番号11番 水野です。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第127号 順位3番 説明】
水野委員	9月16日に譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第127号 順位3番 説明】
水野委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	順位4番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤松委員	議席番号8番 赤松です。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第127号 順位4番 説明】
赤松委員	9月15日に申請人代理人2名、高田農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第127号 順位4番 説明】
赤松委員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)

議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位4番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	順位5番について、赤松拓也委員より説明願います。
赤 松 委 員	議席番号8番 赤松です。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第127号 順位5番 説明】
赤 松 委 員	9月15日に譲渡人、譲受人代理人、高田農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第127号 順位5番 説明】
赤 松 委 員	以上により、農地法第5条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第127号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位5番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第3 議案第128号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、山本一人委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号10番 山本です。 議案第128号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】
山 本 委 員	9月15日に申請人代理人、谷口農業委員、藤原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第128号 順位1番 説明】
山本委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第128号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第128号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 順位1番から事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第129号 順位1番から10番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議長	ただ今、順位1番から10番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第129号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から10番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。

議	長	以上で第27回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
		事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
		議事録署名委員
		14番
		1番